

特定専攻医募集要項

京都府立医科大学附属病院

1 対象者

専攻医のうち、本人の都合により短時間勤務を希望する者

2 応募資格

専攻医の資格要件と同様

(1) 前期専攻医

診療科等（歯科を除く）を希望する者にあつては、「医師免許証を有する者であつて、医師法第16条の2第1項の規定による臨床研修を修了見込みである者」。

歯科を希望する者にあつては、「歯科医師免許証を有する者であつて、歯科医師法第16条の2第1項の規定による臨床研修を修了見込みである者」。

(2) 後期専攻医

診療科等（歯科を除く）を希望する者にあつては、「医師免許証を有する者であつて、次に掲げる施設において2年以上（基礎医学の研究に従事した者にあつては1年以上）の臨床研修を経験した後、1年以上の専門研修を修了した者又は修了見込みの者」。

歯科を希望する者にあつては、「歯科医師免許証を有する者であつて、1年以上の臨床研修を経験した後、1年以上の専門研修を修了した者又は修了見込みの者」。

- ・ 医師法第16条の2第1項の規定による臨床研修を行う病院
- ・ 病床数100床以上でかつ内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科の診療科を含む病院
- ・ 学長が指定した施設

3 身分

京都府公立大学法人有期雇用教職員 特定専攻医

4 処遇・その他

(1) 月額報酬（週当たりの勤務時間数と時間単価を元に算出した額に、通勤手当相当額を加えた額）
週当たりの勤務時間数は、原則20時間とする。

時間単価 前期特定専攻医 — 1496.77円

後期特定専攻医 — 1548.38円

うち、医員・病院助教称号付与者 — 1729.03円

(2) 有期雇用教職員就業規則に定める休暇が取得可能

(3) 健康保険・雇用保険有り（ただし、週20時間以上の勤務に限る。）

5 診療科（部）名

各診療科・中央部門

6 応募手続

次の書類を応募期間中に専門研修希望科（部）の部長に提出すること。（■は所定様式による）

- (1) 前期特定専攻医申込書／後期特定専攻医申込書 (■)
※既に婚姻等により戸籍上の氏を改めており、旧姓を使用しようとするときは、氏名欄にその旨を記載の上、所定の「旧姓使用承認申請書」に戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添付して併せて提出すること。
- (2) 履歴書 (■)
※貼付写真は男性は上着・ネクタイ着用のこと。女性は上着着用のこと。
- (3) 医科：臨床研修修了登録証(写)／歯科：1年以上の臨床経験証明書(写)
※臨床研修修了登録証は、申込時は臨床研修修了証明書で代用しても構わないが、必ず、診療を開始するまでに臨床研修修了登録証を提出すること。
※前期特定専攻医の場合は、申込時は臨床研修修了見込証明書を提出し、臨床研修修了登録証が届き次第速やかに提出すること。
※上記のいずれも、複写紙上に専門研修希望科(部)の部長の原本証明を受けること。
- (4) 臨床研修修了後1年以上の在職(見込)証明書
- (5) 医師免許証(写)／歯科医師免許証(写)
※必ず原本を複写(A4版縮小)すること。(複写物の複写は不可)
※複写紙上に専門研修希望科(部)の部長の原本証明を受けること。
- (6) 身体検査書 (■：本学附属病院以外の勤務先で受診した健康診断結果の写し等は不可)
- (7) 特定専攻医勤務状況確認表 (■)
- (8) 通勤届 (■)

※現在、本学専攻医及び特定専攻医である者は(2)～(5)を省略できる。

※前期特定専攻医へ申し込む者及び本学修練医・専攻医在籍経験者は(4)を省略できる。

※現在、本学専攻医及び特定専攻医である者で、今年度中に本院の実施した健康診断を受診した者は(6)を省略できる。

なお、後期専攻医のうち、診療、教育及び研究上の業績があり、かつ、専門医等の資格を取得した者又は大学院医学研究科を修了した者で、各診療科等の部長が内申する者には、医員の名称が付与されるので、該当する者は専門医等の認定証(写)又は博士の学位を取得したことを証明する書類(学位記(写)若しくは学位授与証明)を提出すること。

※現在、本学専攻医であり医員の名称を付与されている者はこれを省略できる。

7 応募期間及び選考

随時、各診療科(部)において実施する。

毎月15日までに、各所属を通じて病院管理課へ提出する。

8 合格発表

各診療科(部)等を通じて本人に通知する。

9 専門研修期間

4月1日～3月31日(年度ごとの更新可)

10 問い合わせ先

京都府立医科大学附属病院事務部 病院管理課総務調整担当

電話：075-251-5233

E-Mail：byokanso@koto.kpu-m.ac.jp